

山岳地の復元・保全と地域資源としての牧野の具体性剥奪 —19世紀フランス・オート＝ザルプ県を対象に—

伊丹一浩

本研究の対象地フランス・オート＝ザルプ県の山岳地では、19世紀に、森林・放牧地の荒廃が進行し、急流河川や溪流の氾濫被害の原因として問題視されていた。水害への対応としてとりあえず堤防や堰堤などの構築物の建設が進められたが、根本的な原因への対策として、溪流上流部における荒廃山岳地の植林や草地化（山岳地の復元・保全事業）が提起され、実施されようとしていた。しかし、荒廃山岳地は無為の地というわけではなく、地域住民の生活志向型農業に不可欠な畜産部門を支える放牧地として利用されていた。多くがコミューン所有の共同地であり、その管理のもとに置かれていたのである。よって、山岳地の復元・保全事業の実行は地域資源の利用や管理との相克に陥ることとなる。制度整備の中で地域住民の意向が取り入れられようとしたが、一部にとどまった。国家による対象地の収用制度が導入されるが、それは牧野の具体性剥奪につながるため、山岳地の住民には受け入れがたいものであった。そこで、本研究では、国や行政による災害対策としての山岳地の復元・保全事業と地域における牧野管理との相克の中で導入されていく収用制度への反発に着目し、牧野の具体性剥奪の契機を収用導入に見出しつつ、山岳地の復元・保全事業の性格を解明することを目的とする。

分析の結果は以下の通りである。山岳地の復元・保全事業について定めた1882年法においては、山岳地の植林に関する1860年法ほど強権的に植林事業を行うことができない規定となっていた。しかし、それでもオート＝ザルプ県の地域住民の間には強い反発が見られた。というのも、こうした規定は、牧野住民に抽象的価値の付与をおこないつつ、地域資源たる牧野の具体性を剥奪することで、地域住民の生活基盤を揺るがすことに繋がりをえたからである。災害への対策として制定された1882年法は牧野の具体性剥奪の機縁となっており、当地の農業の不可欠な一部門としての放牧経営に打撃を与ええたために、地域住民の反対と軋轢を引き起こしたのである。山岳地の復元・保全事業は、具体性剥奪の契機という形で牧野経済への支障と桎梏になりえたのであり、ここにこそ、その本質的な特徴を見出すことができるのである。

近現代日本の源泉利用—地域社会による対応—

高柳友彦

本稿の目的は、近現代以降の静岡県熱海温泉を事例に、源泉利用における地域社会と国家行政機構との関わりについて、その歴史的変遷を明らかにすることにある。近代以降の熱海では、私的所有を前提とした源泉開発が進展することで、源泉利用が不安定化した。温泉資源については国家法が制定されなかったため、各府県が実質的な利用秩序を安定させる役割を担った。静岡県は取締規則を制定するとともに、源泉利用の秩序に介入することで様々な紛争に対応した。

第二次大戦以後、温泉法が制定されたことを受け、都道府県は温泉資源の開発・利用に関わる条例を制定した。加えて、資源保護と適正利用との調整をはかる仕組みとして、開発の

可否や利用のありようを決定する審議会を新たに設けた。静岡県では、独自の温泉保護の方針や保護地域を設定するとともに、組合の組織を指導し、各地の温泉地の動向を把握した。こうした県の取り組みは、静岡県の温泉地における源泉利用の安定に寄与したのである。一方、熱海温泉では、地方自治体である熱海市が市営温泉事業を行い、温泉資源の利用・管理の担い手として機能した。熱海市が源泉開発やその利用に積極的に関与することで、開かれた源泉利用が実現できたのである。市営温泉事業によって実現した安価で安定的な源泉利用は、高度成長期以降の熱海温泉の発展を支えた。また、市営温泉事業の展開は、市民が利用する共同浴場の設置など、これまで温泉と関わりを持たなかった市民の源泉利用の機会を新たに創出することとなった。近現代日本の源泉利用は、国家の関わりがほとんどない中、都道府県や市町村に支えられながら、地域社会ごとに秩序付けられていた。

現代日本の農山村における資源管理の担い手問題

—過少利用下での世代交代を視野に入れて—

図司直也

日本の農山村における地域資源は、地元の農家の人たちが利用、管理してきた「二次的自然」と呼ばれるものである。里地里山を構成する水田やため池、雑木林、採草地や放牧地などの草原といった農山村に見られる風景の大半は、人が手を加えることで創出され、また管理・維持されてきた。

しかし、今日では経済的に収益が得られないことのために、耕作放棄が進み、資源の過少利用が進んでいる。その結果、直接的に資源を利用している農山村の主体が生活環境に影響を受けるだけでなく、土砂崩れや洪水の発生により下流の都市部にまで及んでいる。

その中で、外部経済の側面から資源の価値を見直し、都市住民が維持活動に参加する機会が増えてきている。例えば、島根県出雲市佐田町では、農村コミュニティと地域農業の一体化を目指す動きが生まれている。また、新潟県十日町市では、地域サポート人材が住民同士をつなぎ直し、地区全体で新たななりわいづくりを目指している。

今日的な地域資源管理問題は、私的所有に根差した権利の空洞化、いわば家産としての財産管理や処分の側面も見逃せない。農山村としても、経済的環境と社会的環境を整え直し、外部からの人材を迎え入れ、次世代の担い手に継承していく仕組みづくりが求められている。

1910-20年代のニシン定置漁業における漁場利用の変容と生産地域の再編

—余市郡余市町を事例として—

植田展大

本稿の目的は、北海道ニシンの生産地域を構成する経済主体が、漁業とその関連産業との関係をどのように変えながら、第1次大戦後に拡大した食品需要の拡大に対応したのかを明らかにすることにある。

先行研究では、主として漁業制度や漁業資源などの漁業に関する問題に議論を集中させてきた。この結果、消費地との関係で生産地域の変化を捉えることができていないという課

題を抱えている。1910年代から20年代にかけて、東京のような大都市では日常的に水産物を消費する生活が形成された。全国各地から新鮮でおいしい魚が集まる大都市で、北海道のニシン生産地域が従来のようなひどく乾燥させたニシン加工食品(本乾身欠ニシン)を販売し続けることは困難であった。したがって、北海道ニシンの生産地域は、この新たな市場に適合したこれまでよりも鮮度の高いニシン加工食品(半乾身欠ニシン、生乾身欠ニシン)を出荷するような体制を確立する必要があった。

分析を通じて、余市では漁場の利用関係、水産加工業・流通業といった漁業関連産業との関係を組み替えながら展開したことを明らかにする。漁場の利用では、1910-20年代にかけて有力な資産家が漁場の選択と集中を進めると同時に企業の設立を進める。同時にその外部に、素早く水産物を加工出荷する下請加工業者を生み出した。漁場利用関係の変化とともにあらわれたこの新たな分業関係は、第1次大戦後の市場の変化に対応した生産地域の再編であった。下請加工業者は、次第に地域外からも原料を購入して自立を進め、ニシン不漁後も生産地域を支えることになる。